

一般財団法人広島県環境保全公社廃棄物処分料金大口割引要領

(令和6年12月6日制定)

(総則)

第1条 この要領は、一般財団法人広島県環境保全公社産業廃棄物等の処分に関する規則(以下「規則」という。)第9条第2項に基づき、出島処分場における産業廃棄物の処分料金に係る新規割引及び多量割引に関する割引条件等を定める。

(新規割引)

第2条 新規割引は、事業場毎及び産業廃棄物の種類毎に、月間計画搬入量が50t以上である廃棄物について適用する。

- 2 適用期間は、搬入開始日から翌年度の末日までの期間とする。
- 3 割引率は、10%とする。

(多量割引)

第3条 多量割引は、事業場毎及び産業廃棄物の種類毎に、前年1年間の搬入量が600t以上の廃棄物に適用する。

- 2 適用時期は、搬入開始日の翌々年度の初日からとする。
- 3 割引率は、年度毎に設定することとし、前年1年間の搬入量に応じて、次表のとおりとする。

年間搬入量 (t)	割引率
600～1,000 未満	5%
1,000～2,000 未満	10%
2,000～3,000 未満	15%
3,000～4,000 未満	20%
4,000～5,000 未満	25%
5,000～	30%

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年2月1日から施行する。
この要領の施行に伴い、廃棄物処分料金大口割引要綱は廃止する。

(経過措置)

- 2 この要領施行前に、廃棄物処分料金大口割引要綱に基づき令和6年度に新規割引の対象となっている廃棄物については、令和6年度に限り、多量割引率に次の数値を加算する。
1年次の場合 10%、2年次の場合 6%、3年次の場合 3%
- 3 令和5年の中途から新規に搬入を開始した廃棄物にあつては、搬入量に次の数値を乗じた数量が令和5年1年間に搬入されたものとみなして、多量割引を適用する。
12÷受入開始月から令和5年12月までの月数
- 4 令和5年1年間に搬入がない廃棄物であっても、令和6年1月から6月までの搬入量に2を乗じた数量が600t以上となる場合には、当該数量が令和5年1年間に搬入されたものとみなして、多量割引を適用する。